

2月議会に提出する議案について

1 議案名

所有権移転仮登記抹消登記手続請求訴訟の提起につき議決を求めることについて
滋賀県は、所有権移転仮登記抹消登記手続請求訴訟を提起することにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定に基づき、議決を求める。

2 被告となるべき者の住所、名称



3 訴訟の概要

県有地である、滋賀県高島市勝野字村内 3058 番の全部事項証明書に、被告となるべき者の所有権移転仮登記(昭和5年8月12日)がなされており、被告となるべき者の所在確認を行ったが不明であった。

現在は滋賀県が所有者となっているが、今後、本登記されると、所有者が本登記した者となることから、所有権移転仮登記抹消登記手続を求める訴えを提起するもの。

4 スケジュール(予定)

令和5年度 2月議会に所有権移転仮登記抹消登記手続請求訴訟の提起について提案
令和6年度 訴訟提起 → 判決 → 所有権移転仮登記抹消登記

5 費用負担について

訴訟費用のうち、弁護士着手金、訴訟提起費用等は、令和6年度当初予算で要求済み。
弁護士成功報酬、登記費用は、令和6年度の補正予算で対応予定。

6 現地見取り図

右図のとおり

7 全部事項証明書

裏面のとおり



表題部 (土地の表示)		調製	平成19年5月21日	不動産番号	1608000045208
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	高島市勝野字村内			[余白]	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
3058番	警察署敷地	1173		[余白]	
[余白]	[余白]	[余白]		平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成19年5月21日	
[余白]	宅地	1173.55		②③錯誤 〔平成22年7月6日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	明治39年9月13日 第1421号	[余白] 順位1番の登記を移記
2	所有権移転仮登記	昭和5年8月12日 第1760号	原因 昭和5年8月12日売買 権利者 [余白] 順位6番の登記を移記
	[余白]	[余白]	[余白]
3	所有権移転	昭和7年7月21日 第1980号	原因 昭和7年7月9日被控 共有者 [余白] 順位8番の登記を移記
4	共有者全員持分全部移転	昭和12年2月19日 第540号	原因 昭和11年12月20日寄付 所有者 大溝町 順位10番の登記を移記
5	所有権移転	昭和12年2月20日 第553号	原因 昭和12年1月7日寄付 所有者 飯賀原 順位11番の登記を移記
	[余白]	[余白]	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成19年5月21日

* 下線のあるものは排他的にであることを示す。

